



LIONS CLUBS INTERNATIONAL DISTRICT 335-B

CABINET OFFICE : 2F, KAWARAMACHI 4-CHOME BLDG., 4-4-8, KAWARAMACHI, CHUO-KU, OSAKA 541-0048, JAPAN
TEL (06) 6222-7331 FAX (06) 6222-7336

2022年11月29日

cab2223054

名 誉 顧 問 殿
第1及び第2副地区ガバナー 殿
コーディネーター・地区役員・地区委員 殿
各クラブ会長・幹事 殿

335-B地区
地区ガバナー 津田勝之
第2副地区ガバナー推薦諮問委員会
委員長 中谷豊重

第2副地区ガバナー推薦規定に関する内規について

拝 啓

初冬の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、2022～2023年度第2副地区ガバナー推薦規定に関する内規をお送り致します。
内規に則り、過日、第2副地区ガバナー推薦委員を任命させて頂きました。

尚、2023～2024年度第2副地区ガバナーの立候補届け出期間は、12月1日から
1月10日までとなっております。立候補の場合は、内規をご確認の上、必要書類をお送り
下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

ライオンズクラブ国際協会 335-B 地区
第2副地区ガバナー推薦規定に関する内規

【主旨】

335-B 地区にとって最重要案件の一つである次期第2副地区ガバナーが円滑に公明正大に選出され、地区内の融和と協調を図り、健全な発展を期するため「第2副地区ガバナー推薦諮問委員会」を設置する。

第1条（名称）

本委員会の名称は「第2副地区ガバナー推薦諮問委員会」とする。
(以下「委員会」と称する)

第2条（委員会の目的）

委員会は、公平に国際会則、付則にのっとり、人格円満で優れたリーダーシップを発揮出来る候補者を推薦し、選出出来る様に努力することを目的とする。

第3条（委員会の設置）

地区ガバナーは、10月中旬に委員会を設置する。

第4条（委員会の構成）

- 1項 委員会の構成は、地区ガバナーに一任する。
(名誉顧問会及び地区内の各リジョンの中から公平に数名を選出し委員に任命する。)
- 2項 委員長並びに副委員長を2名互選する。
- 3項 委員会構成員から立候補予定者として申請があった場合は構成員を辞退する。
- 4項 委員会構成員は20名以内とする。

第5条（委員会の手順）

- 1項 委員会は、10月30日に第2副地区ガバナー立候補予定者の申請受付開始日並びに締切日を通知する。
申請受付開始日 12月 1日
申請受付締切日 1月10日
- 2項 委員会は申請があった立候補予定者について審議し、1月31日付で地区ガバナーに報告する。
- 3項 地区ガバナーは、3月1日付で地区年次大会代議員会の指名委員会に立候補者として付託する。

第6条（立候補者の資格基準）

- 1 項 国際会則・付則による。第2副地区ガバナー就任時点で下記の条件を満たしていること。
 - ①クラブ会長として全期または任期の過半を、そして理事会構成員として更に2年以上務め、かつ
 - ②ゾーン・チェアパーソン、リジョン・チェアパーソン、キャビネット幹事、キャビネット会計のいずれかの役職者として全期または任期の過半を務めた者。
 - ③上記いずれの役職も同時に達成させることはできない。
- 2 項 所属クラブ会長は、クラブ全員の総意である推薦状（例会承認書、理事会議事録添付）の提出があること。
- 3 項 人格円満にして、優れたリーダーシップの持ち主であること。

第7条（立候補予定者申請）

立候補を希望する者は、1月10日までに立候補届（経歴、所信文並びに各推薦状を添付）を本人または所属クラブが地区ガバナーに届出る。

第8条（立候補予定者審議手順）

- 1 項 各リジョン・チェアパーソンは11月下旬までに地区ガバナーに立候補予定者の有無にかかわらずリジョンの状況を所定の書面で報告する。
- 2 項 地区ガバナーは、1月10日までに届け出があった立候補予定者について、委員会に諮問する。
- 3 項 委員会は、地区ガバナーより依頼された立候補予定者について慎重に審議を行う。
- 4 項 立候補届出者が無い場合、委員会は有資格者から候補者を推薦する。
尚、届出締切日、日程等変更する事が出来る。
- 5 項 立候補予定者の推薦には委員会出席者の過半数の賛同を要する。
- 6 項 委員会は、1月31日付で地区ガバナーに答申する。

第9条（推薦の効力）

委員会の行う審議と推薦は、第2条の目的のために地区ガバナーに対して行うものであり、国際会則・付則に従って設けられる指名委員会の役割に代わるものでなく、他の有資格の立候補者が届出を行うことを阻害するものではない。

第10条 本規定の改廃については、地区キャビネット会議の決議によるものとする。

（付則）

2012年10月6日施行

2018年11月12日改定施行

2019年02月25日改定施行